



令和8年度(2026年度)の年金額は 2.0%引き上げられます

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度の額を改定(増額または減額)することとされています。

令和8年度(2026年度)の年金額は、昨年度より国民年金(基礎年金)が1.9%の引上げ(増額)、厚生年金(報酬比例部分^{*})が2.0%の引上げ(増額)となりました。

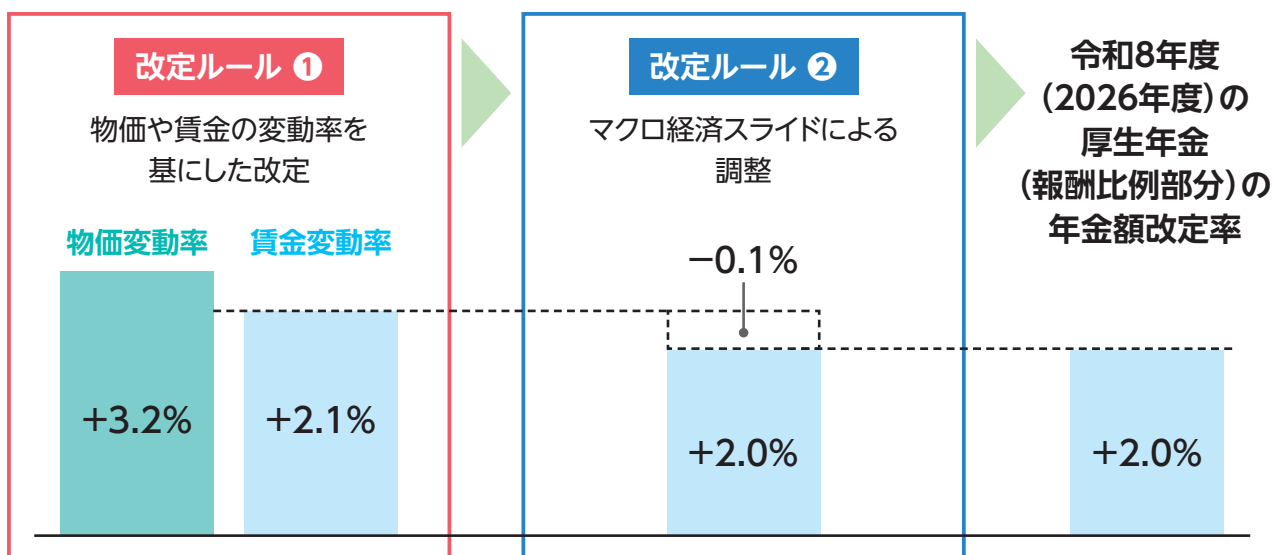
ここでは、厚生年金(報酬比例部分^{*})が2.0%の引上げに至った「年金額改定率の算定の流れ」をご説明します。

^{*}年金の加入期間や過去の報酬等に応じて決まる部分です。



かめるん

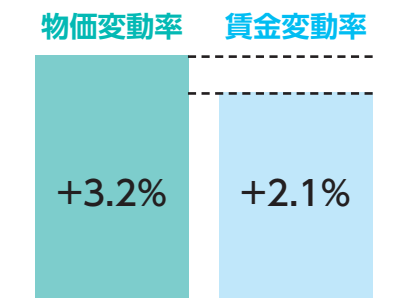
年金額改定率の算定の流れ



改定ルール ① 物価や賃金の変動率を基にした改定

令和7年(2025年)の物価変動率(年平均の全国消費者物価指数)は対前年比で+3.2%、賃金変動率(名目手取り賃金変動率)は対前年比で+2.1%となりました。このように物価と賃金の変動率がともにプラスで、かつ物価変動率が賃金変動率を上回る場合には、賃金変動率を基にして年金額を改定することが法律で定められています。

このため、令和8年度(2026年度)の年金額の改定は、賃金変動率(+2.1%)を基に行います。





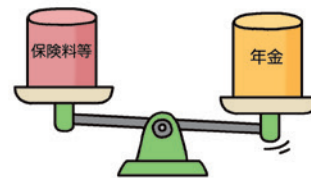
物価変動率 > 賃金変動率 のときは
賃金変動率を基に年金額を改定する

次に、この率に対して **改定ルール ②** による調整を行います。

改定ルール② マクロ経済スライドによる調整

公的年金制度においては、平均余命の伸びに伴い年金給付費が増大していく中でも、保険料等の収入の範囲内で安定的に給付を行うため、年金給付水準を自動的に調整する仕組みが導入されており、これを「マクロ経済スライド」といいます。



具体的には、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びを考慮して毎年度『スライド調整率』（年金豆知識 参照）を算出し、これにより年金額の改定の基となる率（改定ルール①の率）を調整します。



令和8年度(2026年度)のスライド調整率は-0.1%となりました。

なお、年金額が引き下げられる年度はマクロ経済スライドによる調整は行われず、翌年度以降に繰越し（キャリアオーバー）されます。

年金額改定率の算定結果

令和8年度(2026年度)の年金額の改定は、改定ルール①の率(+2.1%)を基に行います。この率を改定ルール②のスライド調整率(-0.1%)により調整した結果、令和8年度(2026年度)の厚生年金(報酬比例部分)の年金額改定率は以下になりました。

$$(2.1\%) - (0.1\%) = +2.0\%$$

注：年金払い退職給付(正式名称：退職等年金給付)の退職年金は、この改定ルールの対象外で、毎年10月に改定されます。

年金豆知識

スライド調整率(-0.1%)はどうやって算出しているの？

まず、現役世代の人数の増減を表す指標として、公的年金全体の被保険者数の減少率(3年平均)を用います。令和8年度(2026年度)は+0.1%となりました。

次に、平均余命の伸びによる年金給付費の増大を抑制するための率を用います。この率は毎年度一定で、-0.3%です。

本来、これらを合わせた率である-0.2%がスライド調整率となりますが、令和7年の年金制度改正により、厚生年金(報酬比例部分)においては、スライド調整率を3分の1に軽減するものとされました。

そのため、令和8年度(2026年度)のスライド調整率は-0.1%となります。

$$(+0.1\%) + (-0.3\%) = -0.2\% \xrightarrow{\times 1/3} -0.1\%$$



令和8年度(2026年度)の厚生年金(報酬比例部分)の年金額は原則、2.0%増額されることとなりましたので、同封の「年金額改定通知書」にて、改定後の年金額をお知らせしています。

「年金額改定通知書」については、次ページをご確認ください。

令和8年度(2026年度)の年金額改定については、当共済組合ホームページに掲載しています。

 [トップページ](#) → [公立学校共済組合からのお知らせ\(年金を受給している方向け\)](#)

→ [令和8年度の年金額のお知らせ](#)

